

## これまでの議論の整理

### 1 検討趣旨

- 我が国における食品等事業者の確実かつ効率的な衛生管理等を可能にするためには、HACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）による衛生管理の普及は必須となっている。また、輸入食品の安全対策として、対日輸出国に対してHACCPによる衛生管理を求めていくためにも国内におけるHACCPの普及が前提となっている。さらに、日本の食品の安全・安心を世界に発信するためにも、海外の安全基準に対応するHACCPの普及を図ることが重要な課題とされている。
- 本検討会においては、平成25年12月に、HACCPの段階的導入や導入に資する支援等について中間取りまとめを行い、これに基づき、国、自治体、関係団体等において取組が推進されてきた。国においては、平成26年4月に、と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則を改正し、HACCPに基づく衛生管理を規定するとともに、同年5月に、食品衛生法第50条2項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」について同様の改正を行った。これを踏まえ、自治体において関係条例の改正が進められている。これらの進捗状況等も踏まえながら、本検討会においては、平成26年8月以降、更なる普及方策を検討してきた。
- 我が国におけるHACCPの普及は、大企業を中心に進んでいるが、中小事業者の導入率は3割程度に留まっている。我が国の食品衛生の確保を推進する観点からは、食品産業の大宗を占める中小事業者等を念頭に置いて、HACCPが一部の先進的な事業者のみの取組とならないよう、自治体や関係団体の協力も得ながら、支援方策を推進すべきである。
- また、流通・販売業界においてもHACCPへの関心が高まっている。中小事業者も含めて幅広くHACCPの普及を図るためには、食品衛生の観点から事業者に求められる内容がコーデックス委員会の推奨するHACCPの7原則12手順に沿ったものとなるよう、関係者の本質的な理解の醸成を図る必要がある。
- 消費者にとっても、食の安全確保への関心は高く、HACCPに基づく取組について事業者と消費者のコミュニケーションが促進されれば、食品等事業者における衛生確保のための具体的な取組を理解してもらうことにつながり、消費者からの信頼性向上に資すると考えられる。
- これらの視点を踏まえ、中小事業者も含めて、コーデックス委員会が推奨するHACCPの7原則12手順に従った自主管理の徹底が図られるよう、必要な普及方策について検討する。

### 2 我が国におけるHACCP普及状況

- 「食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」（平成25年度、農林水産

省)によると、食品製造業界における HACCP の普及状況は、大規模層（食品販売金額 100 億円以上）では約 8 割の事業者が導入済みである一方、中小規模層（同 1～50 億円）では約 3 割にとどまっており、中小事業者における普及が進んでいない状況にある。

- 一方、同調査において、HACCP の「導入を検討している」及び「今後、導入を検討する予定」の事業者がすべて導入した場合の中小事業者を含めた導入率は、「乳製品製造業者」では 9 割を超え、「調味料・製粉・油脂等製造業」、「その他の畜産食料品製造業」、「水産食料品製造業」、「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」では約 5 割となる。
- これらを踏まえれば、中小事業者も含め、HACCP の導入に関心を持っている事業者は少なくないと考えられ、これらの事業者において着実な導入を推進することが、我が国における HACCP 普及に重要であると考えられる。

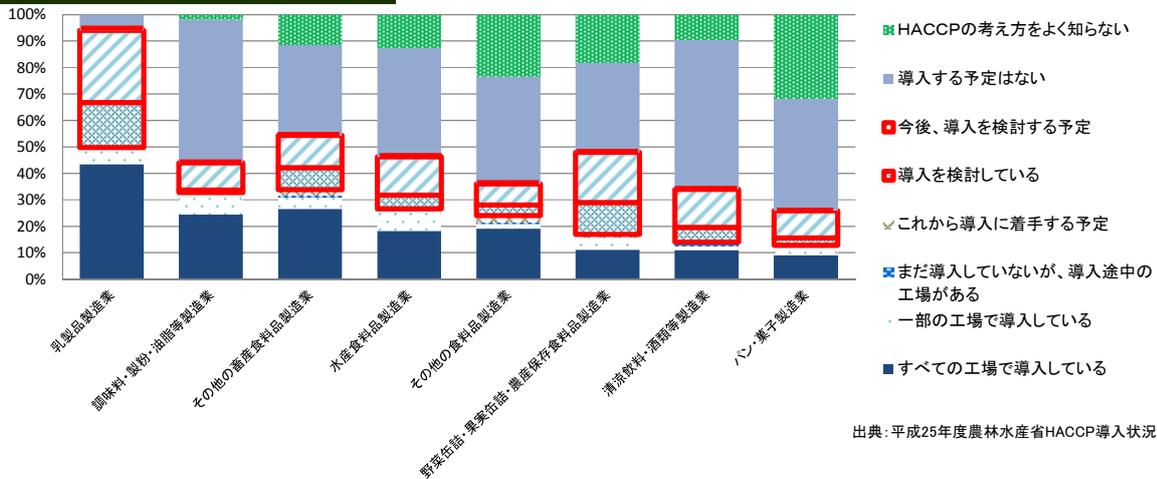
### 現状分析

	全体	中小規模層 (1～50億円未満)	大規模層	
			50～100億円未満	100億円以上
平成8年度	15%	16%	68%	73%
平成22年度	19%	22%	77%	73%
平成23年度	24%	27%	67%	76%
平成24年度	24%	27%	80%	84%
平成25年度	23%	28%	69%	85%

出典：平成8年度は「食品産業動向調査」、平成22～25年度は「農林水産省HACCP導入状況調査」

- 中小事業者の導入率は、3割程度。
- 導入率は業種ごとに違いがある。
- 「導入を検討している」及び「今後、導入を検討する予定」としている率も業種ごとに違いがある。

### 業種別のHACCP導入状況



## 3 更なる普及方策の方向性

### (1) HACCP 導入に前向きな事業者やニーズが高い業種に対する助言等の支援

HACCP に関する事業者の関心は高まっており、中小事業者も含め、導入の検討に前向きな事業者は少なくない。まずもって、導入に前向きな事業者における HACCP 導入を実際のものにしていくことが、今後、HACCP の普及を一層促進していくために重要である。

また、HACCP は幅広い食品等事業者に対して普及を推進することとしているが、特に以下のような業種については、HACCP 導入の必要性やニーズが高いと考えられ、重点的に導入支援を行う必要があると考えられる。

- ・ 我が国における衛生管理の一層の徹底を図る観点からは、フードチェーンにおいて多くの事業者が関与する業種や、食中毒が起こった場合に広域化・大規模化するおそれが高い業種
- ・ 輸入食品の安全性を確保する観点からは、相手国に対して適確な HACCP の実施を求めていく必要性が高い業種
- ・ 輸出促進の観点からは、諸外国への輸出ニーズが高い業種

## **(2) 消費者や流通・販売業界も含め、HACCP に対する本質的な理解・関心の醸成**

中小事業者からの直接の購入者は、消費者に加えて、流通・販売業界が多くを占めると考えられる。これまで導入率が低い業種においても、消費者や流通・販売業界も含め、HACCP に対する本質的な理解や関心が高まれば、HACCP 導入に積極的になることが期待される。一方、食品衛生の観点から求められる HACCP の内容がコーデックス委員会の示す HACCP の考え方に合致したものになるよう、流通・販売業界も含めた食品等事業者、自治体、関係団体等における理解の共通化のための取組を進めるべきである。

## **(3) コーデックス委員会の柔軟性の考え方も踏まえた、事業者の導入負担の軽減**

HACCP 導入が伸び悩んでいる中小事業者においては、「HACCP は高度で難しい」というイメージがまだ根強いが、導入事業者からは、「やってみると次第に定着していく」という感想も寄せられている。導入にあたっての心理的ハードルを解消するための普及啓発と、実際に導入するにあたってそのまま事業者の現場で活用できるツールの整備を進めるべきである。また、コーデックス委員会が示す柔軟性の考え方も念頭に置いて、中小事業者であっても 7 原則 12 手順を確実に実施するための方法についても示していくことが必要である。

## **(4) HACCP 導入に取り組むメリットを向上させる仕組みづくり**

食品等事業者からは、HACCP に取り組むことのメリットが感じられるような仕組みづくりが求められている。流通・販売業界等においては、製造業者等が HACCP に取り組んでいるかが分かるようにしてほしいとのニーズがある。一方、これまで、HACCP の実施そのものよりも、総合衛生管理製造過程の承認等の認証を取得することが目的化してしまったことや、HACCP は認証を求める一部の事業者のみが実施するものと認識されてしまったこと等を踏まえる必要がある。HACCP の本質は、事業者において自主的な衛生管理の取組が継続的に実施されることである。このため、中小事業者も含めた事業者が自らの取組がコーデックス委員会の示す HACCP に適合しているかを自主点検し、行政としても、こうした事業者の取組をアピールする仕組みについて検討すべきである。

## **(5) 食品産業全体での推進の必要性**

食中毒の未然防止や食中毒発生時における迅速・適確な原因究明、再発防止など、食品衛生を確保するための HACCP の導入効果は、食品の製造、加工から流通、販売に至

るフードチェーン全体で HACCP による衛生管理が実施されることによって最大化される。我が国の食品産業全体に対する信頼感の醸成と国際的な評価の向上を図るためにも、食品産業全体で HACCP の普及を推進することが求められている。